

学校いじめ防止基本方針

キーワード

- 1 早期発見・早期指導
- 2 情報の共有化
- 3 スピード感のある組織対応
- 4 指導・実態把握の継続
- 5 いじめを許さない学校づくり



平成 26 年 9 月作成

平成 31 年 3 月改訂

掛川市立原谷小学校

1 いじめ問題の基本認識

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じるもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法 平成 25 年法律第 71 号 第 1 章 総則 第 2 条】

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが例として挙げられる。

1 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。

- ア 身体や動作等について、不快なことを言われる。
- イ 嫌なあだ名を付けられ、呼ばれる。しつこく呼ばれる。
- ウ 直接関係がないことでも、自分のせいにされる。

2 仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ア 遊びやグループに入れない。
- イ 対象の児童が来ると、その場からみんなでいなくなる。
- ウ 席を離される。

3 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ア 遊ぶふりをして体当たりされたり、技をかけられたりする。
- イ 軽く叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- ウ 故意にぶつかったり、触っても知らないふりをされたりする。

4 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- ア お金や持ち物をくれるように強要される。
- イ 靴や筆記用具等を隠される。
- ウ 写真や作品等を傷つけられる。

5 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

- ア 万引きやかつあげを強要される。
- イ 人前で暴言を吐かせられたり、変わった格好をさせられたりする。
- ウ やりたくないことを強要される。（衣服を脱がされる。食べたくないものを食べさせられる。）

6 パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

- ア インターネット上の掲示板やブログに恥ずかしい情報や悪口を載せられる。
- イ 悪口や脅迫のメールを送られる。
- ウ SNS(ソーシャルネットワークサービス)等のグループから故意に外される。

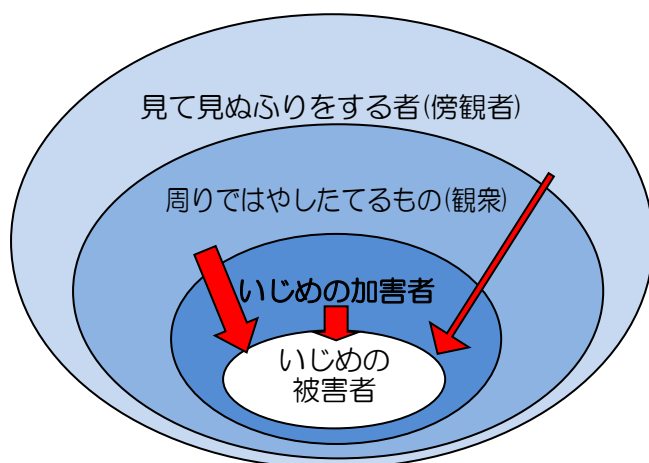
一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、いじめには様々な表れがあるため、いじめであるかを判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合も考えて、周りの状況等をしっかりと確認することが大切である。

(3) いじめの理解

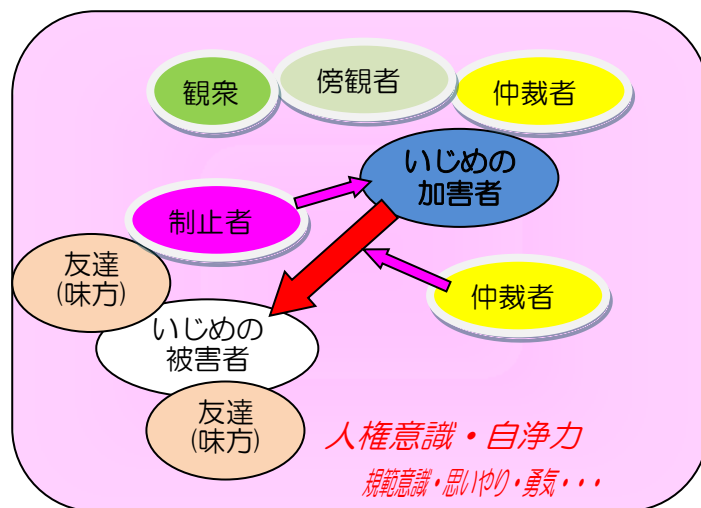
- ア いじめはどの学校、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。
- イ いじめは一旦解決しても再び行われたり、いじめる側といじめられる側が入れ替わったりすることがある。
- ウ いじめは、単にいじめを受けている児童と、いじめている児童の関係で捉えることはできない。いじめは、観衆・傍観者を含め、「四層構造」になっていることが多い。

四層構造（図A）から、人権意識が高く自浄力のある集団（図B）に育てる必要がある。

<いじめの四層構造>



図A【いじめが起きている状態】



図B【いじめを許さない集団】

2 いじめを許さない学校づくり

(1) 基本姿勢

- ア 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。また、いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- イ いじめを許さない学校・学級づくりを進める上では、児童一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要である。特に、教職員の言動が児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、教職員自身が児童の心を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- ウ いじめは、単に謝罪をもって解消とすることはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも2つの要件（①いじめに係わる行為が止んでいる状態が3か月以上継続していること、②被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談で確認すること）が満たされている必要があり、解消に至るまで被害児童の支援を継続する。
- エ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを認識し、教職員は、いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する。また、被害児童及び保護者と定期的に面談を行ったり、スクールカウンセラーと

の相談を継続したりする等、心のケアに努める。

(2) 未然防止の手立て

ア 人権教育・道徳教育の充実

- ・いじめが刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ること等について、学ぶ機会を取り入れる。
- ・道徳において、生命尊重や公正公平を主題としていじめを取り上げ、思いやりの心やいじめを許さない強い意志を育てる。

イ 学級経営の充実

- ・教師と児童、児童同士の共感的な態度により、一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級をつくる。
- ・正しい言葉遣いができる学級をつくる。「死ね、ウザイ、キモイ」等の人権意識に欠けた言葉をつかわないように、日常の指導をする。
- ・学級のルールがきちんと守られるよう、規範意識を高める指導を継続的に行う。
- ・学級活動の話し合いを通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。

ウ 授業中の生徒指導の充実

- ・「わかる授業、充実した楽しい授業」を通して、児童の学びを保障する。
- ・「自己存在感、共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。

エ 人間関係づくりの充実

- ・児童のコミュニケーションの力を高めるために、県教委作成「人間関係づくりプログラムの手引き」等を活用し、人間関係のトラブルやいじめに直面した時の対処法を指導する。
- ・アンガーマネジメントを取り入れ、児童が自分の感情（特に怒り）をコントロールする方法を身に付けることができるようにする。
- ・ピアサポートに取り組み、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲を培う。

オ 「いじめゼロ強化週間」の取り組み

- ・隔月10日を含む週を「いじめゼロ強化週間」と位置づけ、その週の中で、いじめ未然防止に関する取り組みを行う。
- ・主として、いじめ早期発見のため「生活アンケート」を実施し、いじめの実態把握、未然防止に努める（5月、7月、9月、11月、1月、3月）。

カ 児童会による取組

- ・児童会により、「いじめを許さない標語」を募集したり、「いじめ追放宣言」を行ったりする等、自治的な活動をすすめる。

キ 特別な支援を必要とする児童への配慮

- ・特別支援学級に在籍していなくても支援を必要としている児童がいるため、児童の困り感に寄り添った支援を積極的に推進するように心掛ける。

ク インターネットに関する指導

- ・インターネット、SNS、メールなどの怖さや正しい扱い方について、情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも理解を求めていく。

ケ スクールカウンセラーの活用

- ・いつでも児童がスクールカウンセラーに相談できる環境を整えるとともに、情報交換を密にし、児童が発信する心の状況を、素早くキャッチする。

3 いじめの早期発見

(1) いじめ発見の手立て

ア 日常生活における発見

- ・個人ノート・生活ノートの情報から児童の様子を確認したり、休み時間・昼休み等の機会に気になる子に目を配ったりする。

・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

イ 複数の教職員による発見

- ・日常の個々の観察に努めるとともに、教室から職員室へ戻る経路を変えたり、トイレやプール・体育館の裏、ピロティなどの死角になる場所の様子を見たりするなどして、教職員全員が早期発見に努める。
- ・児童が保健室でいじめの発信をしている場合があるので、保健室の来室状況を確認したり、養護教諭と積極的に情報共有を図ったりするように努める。

ウ アンケート調査や個人面談の実施、相談体制

- ・アンケート調査や個人面談を定期的に実施する。また、必要と認めた場合にも実施する。その際の調査資料は、調査対象児童（アンケートを実施した全児童）が卒業するまで破棄しない。実施日や学年が分かるようにして、適切に保管する。
- ・学級担任や学年職員だけではなく、様々な立場の教職員が児童の相談に応じられる体制を確立する。

エ 「子どもを語る会・生徒指導情報交換会」等の定期的な開催

- ・職員会議や打ち合わせの際に気になる児童の様子を報告し合う。経過観察が一定期間続く場合には、校長・教頭・教務主任・生徒指導担当・学年主任・該当学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー等により、児童の様子について、情報交換を行ったり、指導体制を確認したりする機会を設ける。

オ スクールカウンセラーとの連携

- ・児童が些細なことでもスクールカウンセラーに相談できる環境を整えるとともに、スクールカウンセラーと教職員の情報交換の機会を積極的に設け、児童が発信する心の状況を素早くキャッチする。

(2) いじめの訴えの意義と手段の周知

- ア 本人や周りの児童が、いじめを教師等に訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを、日頃から指導する。
- イ 学校へのいじめの訴えや相談方法を、家庭等に周知する。
- ウ 掛川市教育センターの相談室や福祉課家庭児童相談室、スクールカウンセラー等へのいじめの訴えや相談方法を児童や家庭等に周知する。

(3) インターネット上で行われるいじめへの対応

インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険やトラブルについて最新の動向の把握に努める。パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて、懇談会等で保護者に協力を依頼する。インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応していく。

(4) 保護者や地域との連携

学校便り等を通して、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめ発見や対応に協力を求める。

4 いじめの対処、解決

(1) いじめ情報のキャッチ

<報告>

- ・最初にいじめを見つけた教職員は学級担任・学年主任・生徒指導担当に連絡する。
- ・連絡を受けた者は、必ず教頭、校長に報告する。

<留意点>

- ・どんな小さな事案でも、連絡、報告をする。
- ・自分の責任であると思い込み、自分だけで解決しようとしな

(2) 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

- ・いじめの問題に組織的に対応するために、「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は以下のとおりである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、学年主任、学級担任、該当学年職員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、(当該児童について関係の深い教員)

- ・学校は、必要に応じて市教委や関係機関(警察・児童相談所・校医・駐在所員・民生委員等)との連携を図る。
- ・インターネット上のトラブルについては、小笠教育研究協会生徒指導研究部が作成した「ネット上のトラブルに関する対応マニュアル・事例集」を参考にし、適切な対処を進める。

(3) 対応方針の決定と役割分担

<情報整理>

- ・被害者・加害者・関係者・周囲の者の状況、いじめの様態等を整理する。

<対応方針>

- ・緊急度や危険度(自殺、行方不明、脅迫、暴行等)の確認をする。
- 自殺、行方不明等、緊急度や危険度が高い場合は、市教委へ至急報告する。
- ・事情聞き取りや指導の際に留意すべきことを確認する。

<役割分担>

- ・被害者からの聞き取りと支援担当 ・加害者からの聞き取りと指導担当
- ・周囲の者と全体への指導(事案によっては聞き取り)担当
- ・保護者への対応担当 ・関係機関との連絡担当
- ・事実の記録担当(必ず、事実の記録を残す)

※事案の内容によっては、(3)と(4)が同時進行になることや、(4)が先になることもある。

(4) 事実の究明

- ・いじめの状況やきっかけ等をじっくり聞き取るとともに、複数の情報をつきあわせ、確実な事実に基づいた指導ができるよう、関係教職員で確認する。
- ・聞き取りは基本的に、被害者→周囲の者→加害者の順番で行う。
- ・聞き取る場所、時間帯、秘密の厳守等については、細心の注意を払って対応する。
- ・被害者と加害者の言い分を聞いて、よく整理してから次の段階に進む。

(5) ケース会議の実施

学校だけの対処では不十分な場合は、関係機関や専門家と学校が一体となって対応を協議する「ケース会議」を実施する。

参加者の例…学校、市教委、市教育センター、市福祉課、民生委員、児童委員、主任児童委員 児童相談所、県教育相談機関、警察署、医療機関、スクールカウンセラー 等

(6) 被害者、加害者、周囲の者等への指導

謝罪は、事案の内容によって形式やタイミングは異なるが、被害者の辛い気持ちや加害者の猛省が、双方に伝わるように行う。また、いじめを許さない学校の姿勢や今後の対応策について、双方に十分理解させる。

<被害者>

- ・被害者には、担任を中心に児童が話しやすい教員が対応し、いじめを絶対許さない学校全体の姿勢や今後の指導、二度と起こさせない対応策等を説明する。
- ・保護者への説明は、事案の内容にもよるが、基本的には複数の教員で家庭訪問をする。児童同士の謝罪を行う前か後かは、事案の内容による。

<加害者>

- ・加害者には、中立的な立場の教員が話をし、被害者の辛い気持ちに気づかせ、加害者が素直な気持ちで、内省するように指導する。
- ・保護者への説明や被害者側への謝罪は、事案の内容にもよるが、基本的には複数の教員で家庭訪問をし、互いに納得のいく方法を得て進める。

<周囲の者>

- ・周囲の者には、いじめは学級や学年・学校全体の問題としてとらえさせ、被害者の身になって、観衆や傍観者の態度がどのように影響するか等を考えさせる。
- ・いじめのもとになった言動を振り返るとともに、いじめをなくすための話し合いをさせる。

(7) いじめを許さない学校づくり

- ・改めて、いじめを許さない学校をつくるために、未然防止の手立て・早期発見の手立てが十分であったか、全教職員で課題を確認する。
- ・学級経営、授業中の生徒指導、児童会活動、道徳教育、人間関係づくり、スクールカウンセラーの活用等における自校の課題に対して、具体的な改善策を立て実行する。
- ・学校評議員会やPTA役員会などで、いじめの対応策を説明し、意見を聞くとともに、共通理解を図り、協力体制を築く。

5 関係機関との連携

いじめ問題への対応において、学校・家庭・地域の協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、人権啓発センター、法務局、各種相談窓口等）との適切な連携が必要である。また、平素から関係機関窓口や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築し、各分野の専門家とつながりをもつことが重要である。

(1) 市教委との連携

ア 自殺、行方不明等、緊急度や危険度が高い場合は、市教委へ至急報告し、対応を協議する。

イ 暴行・傷害事件、恐喝等の触法行為につながる可能性がある場合や、保護者の理解が得られない場合についても、市教委に報告をし、今後の対応を協議する。

ウ いじめが原因で欠席した場合は、日数に関係なく市教委に報告する。

エ 上記以外の事案については、「掛川市いじめの具体的な状況」（様式 6）により、毎月報告をする。

(2) 掛川市教育センター、市・県教育相談機関等との連携

ア いじめの訴えや相談を受け付ける機関として、市教育センターや市・県教育相談機関等を児童や家庭に周知する。

イ 市教委は、該当校に各相談機関の情報を連絡する。その情報を事案対応の参考にするとともに、継続した連携を図る。

(3) 警察との連携

ア いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の触法行為につながる可能性がある事案は市教委と協議の上、警察との連携を図る。

(4) 医療機関との連携

ア いじめられた児童が外傷を負っている場合は、速やかに受診させる。

イ 心的外傷が予想される場合は、スクールカウンセラー等と協議し、相談をする。

(5) 市こども希望課、児童相談所（心理士）との連携

ア いじめられた児童、いじめた児童の心のケアが必要である場合に相談をする。その他、民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司にも必要に応じて協力を依頼する。なお、児童相談所への通告は、学校の総意をもって行う。

【関係諸機関】

掛川市教育委員会	0537-21-1156	掛川警察署	0537-22-0110
掛川市役所福祉課	0537-21-1144	西部児童相談所	0538-37-2854
掛川市教育センター 教育相談員	0537-72-1345	掛川市役所福祉課	0537-21-1139
掛川市役所こども希望課	0537-21-1144	（家庭児童相談員	0537-21-1190）

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（下記ア～エについては、いじめに起因するもの、又はいじめに起因すると疑われるものとする。）

ア 身体に重大な傷害を負った場合。

イ 金品等に重大な被害を被った場合。

ウ 精神性の疾患を発症した場合。

エ 児童が自殺を企図した場合。

オ 欠席の原因がいじめと認められ、児童が相当の期間、学校を欠席している場合。あるいは、一定期間連続して欠席している場合。

カ 児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあった場合や、関

係者の理解が得られず困難な状況にある場合。

(2) 重大事態への対処

- ア 学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。原則として、学校が設置した「学校いじめ対策委員会」において調査を行う。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。(上記参照)
- エ 学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、適切な方法で説明を行う。その際には、関係者の個人情報に十分留意する。

(3) 再調査

市長及び市教委より、第三者機関による再調査の指示があった場合は、速やかに要請された資料や情報等を提示し、協力する。